

富山県第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画（素案）の構成、策定の考え方（案）

第 7 期計画（第 3 期児計画）		第 8 期計画（第 4 期児計画）	
Ⅰ 基本的理念等		Ⅰ 基本的理念等	
1 目的及び趣旨	障害福祉サービス基盤整備等に係る数値目標の設定とともに、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策を定める	1 目的及び趣旨	（同左）
2 計画の位置付け	(1) 障害者総合支援法に基づく県障害福祉計画、児童福祉法に基づく県障害児福祉計画 (2) 「県総合計画」、「県民福祉基本計画」、「県障害者計画」の個別計画 (3) 介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画その他の障害者福祉に関する事項を定める計画との調和	2 計画の位置付け	（同左）
3 基本的理念	(1)障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 (3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み (4) 地域生活の継続の支援、入所等から地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 (5)障害児の健やかな育成のための発達支援 (6) 障害福祉人材の確保・定着 (7) 障害者等の社会参加を支える取組定着	3 基本的理念	(1)（同左） (2) （同左） (3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み 【家族が抱える課題の複雑化・複合化及び福祉分野を超えた連携や地域との協働について追記】 (4) 地域生活の継続の支援、入所等から地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 【様々な障害特性に応じた支援体制の構築及びサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成について追記】 (5)（同左） (6) 障害者の社会参加を支える取組定着 【意思疎通支援者養成の指導者確保について追記】
4 計画期間	R6～R8 年度（3 年間）	4 計画期間	R9～R11 年度（3 年間）
5 区域設定	4 つの障害保健福祉圏域（富山、高岡、新川、砺波）	5 区域設定	（同左）
6 サービスの体系	○障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像 ○児童福祉法による障害児支援の全体像 ○サービス支給決定の流れ ○指定障害福祉サービスの種類と内容 ○障害児支援の種類と内容 ○相談支援サービスの種類と内容	6 サービスの体系	○（同左） ○（同左） ○（同左） ○（同左） ○（同左） ○（同左）
Ⅱ 成果目標の設定と目標達成のための方策		Ⅱ 成果目標の設定と目標達成のための方策	
1 地域生活支援の充実	≪成果目標≫ ○地域生活支援拠点の整備個所数 R8 年度末までに各地域自立支援協議会で少なくとも 1 箇所 ○強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備個所数 R8 年度末までに各地域自立支援協議会で少なくとも 1 箇所	1 地域生活支援の充実	≪成果目標≫ ○地域生活支援拠点の整備個所数 R11 年度末までに各地域自立支援協議会で少なくとも 1 箇所 ○強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備個所数 R11 年度末までに各地域自立支援協議会で少なくとも 1 箇所
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	≪成果目標≫ ○精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上 ○精神病床における 1 年以上長期入院患者数 (65 歳以上、65 歳未満) R8 年度末において ・ 65 歳以上 986 人 ・ 65 歳未満 584 人 ○精神病床における早期退院率 R8 年度末において ・ 入院後 3 ヶ月時点の退院率 68.9%以上 ・ 入院後 6 ヶ月時点の退院率 84.5%以上 ・ 入院後 1 年時点の退院率 91.0%以上	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	≪成果目標≫ ○精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 【国指針】319.3 日以上 ○精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満） 【国指針】基本指針に示される式により算定された 1 年以上長期入院患者数を目標値として設定 ⑨○精神病床への 30 日以上 の再入院率 【国指針】・ 退院後 90 日時点 10.3%以下 ・ 退院後 180 日時点 17.4%以下 ・ 退院後 365 日時点 25.7%以下 ⑨○心のサポーター数 【国指針】令和 15 年度末までに 100 万人以上 ⑨OK6により住民のこころの状態を把握

3 福祉施設 入所者の 地域生活 への移行	《成果目標》 ○地域生活移行者数 R8 年度末において R4 年度末時点の施設入所者の 3.4%以上が移行 ○施設入所者減少数 R8 年度末の施設入所者数を R4 年度末時点から 2.5%以上削減	3 福祉施設 入所者の 地域生活 への移行	《成果目標》 ○地域生活移行者数 【国指針】R11 年度末において R7 年度末施設入所者数の 6%以上が移行 ○施設入所者減少数 【国指針】R11 年度末の施設入所者数を R7 年度末の 5%以上削減
4 福祉施設 からの一 般就労移 行等	《成果目標》 ○一般就労移行者数（年間） 【国指針】R3 年度末時点の移行実績の 1.4 倍以上 ※うち就労移行支援事業：1.34 倍、就労継続支援 A 型事業：1.49 倍、就労継続支援 B 型事業：2.25 倍 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所 5 割以上 ○就労定着支援事業の利用者数 R3 年度末実績の 1.57 倍以上 ○就労定着支援事業の就労定着率 就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とする ○地域の就労支援ネットワークの強化、協議会を活用した関係機関の連携支援体制の構築	4 福祉施設 からの一 般就労へ の移行等	《成果目標》 ○一般就労移行者数（年間） 【国指針】R6 年度末時点の移行実績の 1.31 倍以上 ※うち就労移行支援事業：1.14 倍、就労継続支援 A 型事業：1.52 倍、就労継続支援 B 型事業：1.67 倍 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所 【国指針】：5 割以上 ○就労定着支援事業の利用者数 【国指針】R6 年度末実績の 1.47 倍以上 ○就労定着支援事業の就労定着率 【国指針】就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とする 新 就労選択支援事業 【国指針】協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。 令和 11 年度の就労選択支援利用者を 82,000 人以上【新規】 ○地域の就労支援ネットワークの強化、協議会を活用した関係機関の連携支援体制の構築
5 障害児 支援の提 供体制の 整備等	《成果目標》 (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ○県内に児童発達支援センターを 6 か所以上設置 ○保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を県内に 5 か所構築 (2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 ○R8 年度末までに、県内において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児の支援のための中核的機能を有する体制を確保 (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を県内に 12 か所以上整備 (4) 医療的ケア児等支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 ○医療的ケア児等支援センターの設置 ○県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 (5) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 ○障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、関係機関と連携し体制整備	5 障害児 支援の提 供体制の 整備等	《成果目標》 (1) 重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 【国指針】R11 年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。【新規】 (一) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 (二) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルティング機能 (三) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (四) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能 【国指針】R11 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置【新規】 (2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 ○R11 年度末までに、県内において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児の支援のための中核的機能を有する体制を確保 (3) （同左） (4) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 【国指針】R11 年度末までに、各都道府県において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置 ○県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 (5) 同左 (6) 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保 R11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も

			含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保【新設】 (7) 強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備 R11 年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。【新設】
6 相談支援体制の充実・強化等	《成果目標》 ○R8 年度末までに各市町村に基幹相談支援センターを設置等 ○協議会における個別事例の検討等を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	6 相談支援体制の充実・強化等	《成果目標》 ○R11 年度末までにすべての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行ったうえで、これらを連携させる。 ○基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保 【国指針】相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、R11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】
		7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	新設 《成果目標》 ・【国指針】人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】 ・【国指針】生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】 ・【国指針】都道府県における相談支援専門員研修等の実施
8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	《成果目標》 ○県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築 《活動指標》 構成の整理のためⅢ⑬へ移管	8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	《成果目標》 ○県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築 ○【国指針】各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】
Ⅲ 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等（活動指標）の見込み及びその見込量の確保のための方策		Ⅲ 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等（活動指標）の見込み及びその見込量の確保のための方策	
①訪問系	○「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の利用者数、利用量	①訪問系	（見込量の変更）
② 日中活動系	○「生活介護」「自立訓練（機能訓練）（生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援（A型）（B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所（福祉型、医療型）」の利用者数、利用量	② 日中活動系	（見込量の変更）
③居住系	○「施設入所支援」「自立生活援助」「共同生活援助」の利用者数	③居住系	（見込量の変更） 新施設における居室の個室化等の取組状況 新意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数
④相談支援	○「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数	④相談支援	（見込量の変更）
⑤障害児通所支援	○「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の利用児童数、利用量	⑤障害児通所支援	（見込量の変更）
⑥ 障害児入所支援	○「福祉型障害児入所支援」「医療型障害児入所支援」の利用児童数	⑥障害児入所支援	（見込量の変更）
⑦障害児相談支援	○「障害児相談支援」の利用児童数	⑦障害児相談支援	（見込量の変更）
⑧地域生活支援拠点等	○地域生活支援拠点等の設置個所数 ○コーディネーターの配置人数 ○地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討	⑧地域生活支援拠点等	○（同左）

	の実施回数		
⑨福祉施設から一般就労への移行等	○障害者に対する職業訓練の受講者数 ○福祉施設から公共職業安定所に誘導する福祉施設利用者数 ○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導する福祉施設利用者数 ○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	⑨福祉施設から一般就労への移行等	○（同左）
⑩医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	○県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 ○市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	⑩医療的ケア児に対する支援の調整	○（同左）
⑪発達障害者等に対する支援	○発達障害者支援地域協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援件数 ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者及び支援者） ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数	⑪発達障害者等に対する支援	○（同左）
		⑫高次脳機能障害者に対する支援	⑨高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 1箇所 ⑨高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 1回以上 ⑨高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 4人 ⑨高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 1000件以上 ⑨高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 20回以上
⑫精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	○精神障害者の「地域移行支援」「地域定着支援」「共同生活援助」「自立生活援助」「自立訓練（生活訓練）」の利用者数 ○精神病床における退院患者の退院後の行き先別の退院患者数	⑬精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	○（同左） ⑨精神障害者の短期入所の利用者数 ⑨心のサポーター養成研修実施回数 ⑨精神保健福祉相談員講習会等の実施回数
⑬障害福祉サービスの質を向上させる取り組み	○相談支援専門員研修 ○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 ○意思決定支援ガイドライン等を活用した研修 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ○指導監査結果の関係市町村との共有	⑭障害福祉サービスの質を向上させる取り組み	○Ⅱ 7へ移動 ○Ⅱ 7へ移動 ○Ⅱ 7へ移動 （以下、同左）
Ⅳ 各年度の指定障害者支援施設及び障害児入所施設の必要な入所定員総数		Ⅳ 各年度の指定障害者支援施設及び障害児入所施設の必要な入所定員総数	
	指定障害者支援施設及び障害児入所施設の必要入所定員総数を定める		（同左）
Ⅴ 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置		Ⅴ 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置	
	(1) サービス提供にかかる人材の確保・養成 (2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価		（同左） ⑨人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数

			福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合
Ⅵ 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項		Ⅵ 地域生活支援事業の実施に関する事項	
1 専門性の高い相談支援事業	(1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 (3) 障害児等療育支援事業 (4) 障害者就業・生活支援センター事業	1 専門性の高い相談支援事業	(同左)
2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	(同左) (4) 高次脳機能障害支援養成研修事業
2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	(同左)
4 広域的な支援事業	(1) 県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	4 広域的な支援事業	(同左) 相談支援の体制整備の取組み
5 各種人材の養成	○居宅介護従業者養成研修 ○同行援護従業者養成研修 ○強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践) ○精神障害者関係従事者養成研修事業 ○登録手話通訳者 ○要約筆記者養成研修 ○盲ろう者通訳・介助員養成研修 ○失語症者向け意思疎通支援者養成研修 ○パラスポーツ指導員養成研修 ○サービス管理責任者等養成研修(基礎・実践・更新) ○相談支援従事者養成研修(初任者・現任・主任)	5 各種人材の養成	(同左)
6 その他	(1) 生活訓練事業 (2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	6 その他	(2) スポーツ・レクリエーション等開催事業
Ⅶ その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項		Ⅶ その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項	
1 障害者等に対する虐待の防止	○相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 ○一時保護に必要な居室の確保 ○指定障害児入所支援の従業者への研修 ○権利擁護の取組み	1 障害者等に対する虐待の防止	(同左)
2 意思決定支援の促進	意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施、関係者に対して普及を図る	2 意思決定支援の促進	(同左)
3 障害者の社会参加を支える取組	障害者の芸術文化活動の振興を図ることにより、障害者等の社会参加や障害者等に対する理解の促進	3 障害者の社会参加を支える取組	(同左)
4 障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消法及び県条例の周知啓発、障害及び障害者に対する理解の促進	4 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	(同左)
5 障害者等による情報の取得利用・意	障害者特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進	5 障害を理由とする差別の解消の推	(同左)

思疎通の 推進		進	
6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における研修等の充実	○障害福祉サービス等を提供する事業所が行う利用者の安全確保に向けた取組への支援 ○事業所が行う権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや職員の処遇改善等による職場環境の改善に向けた取組への支援	6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における研修等の充実	(同左)
7 安全確保に向けた取組み	(1) 防災対策に向けた取組み (2) 感染症対策に向けた取組み (3) 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成について	7 安全確保に向けた取組み	(同左)
Ⅷ 計画の達成状況の点検及び評価		Ⅷ 計画の達成状況の点検及び評価	
	成果目標・活動指標の実績把握等について		(同左)
Ⅸ 障害保健福祉圏域別の数値目標等		Ⅸ 障害保健福祉圏域別の数値目標等	
	圏域別数値目標、サービス見込量、基盤整備計画		(同左)

地域差の是正・指定の在り方に係る現状の課題と対応の方向性

1 現状と課題

- 近年、市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める「障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」を上回り、サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、相対的に提供体制が薄い地域が存在し、結果的に利用者のニーズへの対応状況にばらつき（地域差）が大きくなっている。
- この地域差を緩和するためには、高齢化・人口減少が進み、大都市部、一般市等、中山間・人口減少地域といった地域ごとに状況が異なる中で、それぞれの状況に応じて必要なサービスが提供される体制を整備する必要があるが、利用者のニーズに対して必要なサービスの供給が追いついていない地域においてサービス提供体制の整備を図るためにも、まずは、計画に定める「必要な量の見込み」を上回りサービス提供量が増加し続ける状況を緩和する必要がある。
- その対応策としては、現行制度を前提とすると、以下の仕組みを活用することが考えられる。
 - ・ 市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める障害福祉サービス等の「必要な量の見込み」の算定
 - ・ 計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、都道府県等が事業所等の指定をしないことができる仕組み（いわゆる総量規制）
 - ・ 市町村が計画に記載した地域のニーズに即したサービス提供体制の確保が図られるよう意見を申し出て、都道府県がその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付す仕組み（いわゆる意見申出制度）
- 障害福祉サービス等は、給付費がほぼ全額公費でまかなわれている制度であることや、国費に係る自治体間の公平性の観点なども踏まえれば、一定程度、地域差を是正し、質を確保しつつ、供給が計画的かつ効率的に行われるような方策が必要である。

2 対応の方向性

以下の対応を総合的に実施することとする。

- (1) 地域差を是正し、サービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策
- (2) 地域のニーズに沿ったサービス提供体制確保のための指定の在り方
- (3) サービスの質の確保のための方策

地域差の是正・指定の在り方に係る対応の大枠

令和7年12月8日
社会保障審議会 障害者部会
(第153回)

(1) 地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策【指針に明記】

- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村（※1）における対象サービス（※2）に関し、国から、以下の内容を要請する。

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

（ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない）

- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

（強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズをいわゆる総量規制の例外とするなどの運用が可能）

※1 要件1：中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村（市町村は特別区を含む。以下同じ。）

※2 対象サービス：いわゆる総量規制の対象サービス

（現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設）

（★今後、地域におけるニーズと供給の分析等に係る調査研究を行い、その結果や、自治体における対応状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する。）

(2) 指定の在り方（いわゆる総量規制・意見申出制度）

地域のニーズに沿ったサービス提供体制の確保のため、以下の取組を進める。

① 意見申出制度の更なる活用促進【指針等】

- 意見申出制度の積極的な活用について、基本指針に明記するなど、引き続き推進。

② 共同生活援助の扱い【省令・通知等】

- 共同生活援助（グループホーム）をいわゆる総量規制の対象に追加する。その実施にあたっては、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズがある場合はいわゆる総量規制の例外とするなどの運用方法等について周知する。

※ サービスの質の確保に向けた指定制度の在り方や指定基準の在り方等は引き続き検討

(3) サービスの質の確保のための方策【通知等】

各サービスの質の確保・向上のため、以下の取組を進める。

① 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン

- 新規指定時の確認事項や、運営状況の適切な把握方法等を提示。

② 共同生活援助のガイドライン、管理者の資格要件等

- グループホームの運営や支援内容に関する基準を提示。
- グループホームの管理者の資格要件等を検討。

③ 運営指導・監査の強化

- 運営指導の重点化、業務管理体制検査の強化を行うとともに、マニュアル作成、研修の充実を図る

④ 障害児支援における質の確保

- 全国共通の枠組みでの障害児支援人材研修の実施(R9年度以降)

地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策(イメージ)

令和7年12月8日
社会保障審議会 障害者部会
(第153回)

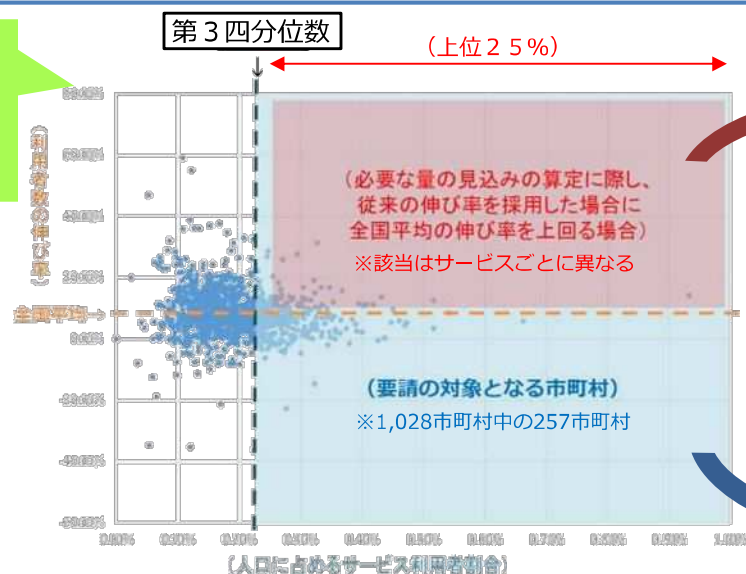
- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、右の内容を要請する。

(※1) 対象となる市町村 (特別区を含む。以下同じ。)

要件1：いわゆる**全部過疎の市町村でない**こと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合 (年齢調整しないもの) が、
要件1を満たす市町村の**上位25%の市町村**

【要件1】
全部過疎市町村を除いたグラフ
(⇒1,028市町村)



(※2) 対象サービス

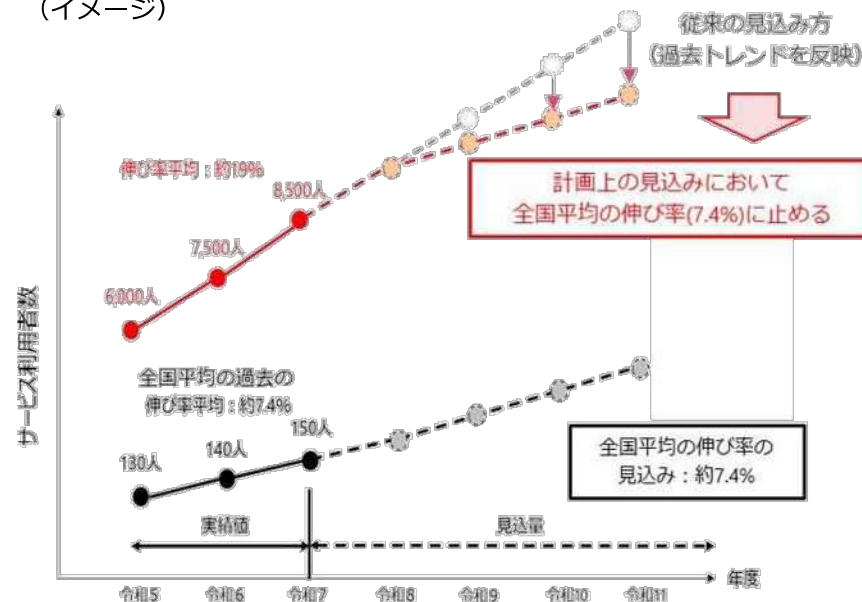
いわゆる総量規制の対象サービス(入所施設を除く)※
(現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス)
※共同生活援助を対象に加える省令改正(令和9年4月1日施行)

国から要請する事項

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

(イメージ)



- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズをいわゆる総量規制の例外とするなどの運用が可能)

要請対象自治体一覧（富山県）

要請①：計画において定める必要な量の見込みの算定に際し、全国平均の伸び率にとめて算定する

要請②：いわゆる総量規制等を活用し、地域の実情に応じた提供体制とする

市町村名	要請対象サービス					
	生活介護	共同生活援助	就労継続支援 A型※	就労継続支援 B型	児童発達支援	放課後等 デイサービス
富山市			要請②			
高岡市			要請②			
魚津市			要請②			
滑川市			要請②			
砺波市			要請②			
小矢部市			要請②			
射水市			要請②			
舟橋村			要請②			
利用者割合の 第3四分位	0.358%	0.227%	0.121%	0.440%	1.240%	2.498%
全国平均の 伸び率	0.702%	8.606%	-0.917%	9.483%	7.364%	9.293%

※就労継続支援A型については全国平均の伸び率が負の値をとったことから、要請①の対象となる自治体はありません。